

強い農業づくり交付金  
普及対策のうち  
普及職員機能強化緊急対策タイプ（新規）  
農業経営総合対策のうち  
普及職員機能強化緊急対策事業（拡充）

## 1. 趣旨

普及事業の制度改革においては、農業者のニーズに対応し、高度で多様な技術・知識をこれまで以上に的確かつ迅速に農業現場へ普及できるようにするために、調査研究と普及指導を一元的に実施する「普及指導員」を設置することとしている。この普及指導員は、高度な専門技術に関する知識を有するとともに、現場における課題解決能力を備えていることが求められている。

そこで普及職員における、先進的農業者に対応するための高度で実践的な技術指導能力、農業現場における課題解決能力や調査研究に関する能力、さらには普及事業の総合的な企画・調査、組織運営・管理・指導等に関する能力を早急に向上させ、普及組織の機能強化を図る。

## 2. 事業内容

普及事業の重点化、高度化・効率化に向け普及職員の機能を早急に強化するため、下記の研修等を緊急的に実施し、その能力及び資質の向上を図る。

### （1）地方公共団体分

#### ア スペシャリスト機能強化研修

普及組織におけるスペシャリスト機能をさらに強化するため、現場における技術的課題等を圃場を活用して個別に実証・研究し、課題解決能力や調査研究能力を向上させる自己研修や、普及事業の総合的な企画運営を行うスーパーバイザー的人材や後輩普及職員の指導に当たるOJTトレーナーを養成するための研修等を実施する。

#### イ コーディネート力向上研修

関係機関等との連携の下で推進する地域農業のコーディネート力を向上させるための研修を実施する。

#### ウ 留学派遣研修

専門分野における知識・技術の深化及び課題解決方法等の習得、諸外国における農産物の生産・流通の実情等の把握を図るため、国内外の大学、試験研究機関等に普及職員を留学及び派遣する研修を実施する。

#### エ 実践指導力強化研修

経験の浅い普及職員に対して、技術レベル及び現場指導能力の向上のために緊急的かつ集中的な研修を実施する。

### （2）民間団体分

#### ・OJT研修サポート等

H16に開発したe-ラーニングシステム等の運営を行うとともに、講座の充実を図るため技術的課題や流通・消費等に関する分野の新しいコンテンツを開発する。

また、普及指導員資格を未取得で普及指導等の業務に携わっている都道府県職員を、計画的に普及指導員に養成するための養成マニュアル等の作成を行う。

3. 事業実施主体 都道府県、民間団体 ((社)全国農業改良普及支援協会)

4. 事業実施期間 平成15年度から平成20年度まで

5. 補助率 定額(1/2相当) 10/10

6. 平成17年度概算要求額

強い農業づくり交付金 64,329,794(0)千円の内数  
その他 63,144(63,144)千円

【担当課：経営局普及課】